

議案第34号

平成29年度おいらせ町病院事業会計予算について

(総則)

第1条 平成29年度おいらせ町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|------------|------------|--|
| (1) 病床数 | 76床 | | |
| (2) 年間延患者数 | 入院 20,670人 | 外来 36,500人 | |
| (3) 1日平均患者数 | 入院 56.6人 | 外来 150.2人 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		957,021千円
第1項 医業収益		880,980千円
第2項 医業外収益		76,039千円
第3項 特別利益		2千円
支 出		
第1款 事業費用		957,021千円
第1項 医業費用		948,802千円
第2項 医業外費用		6,217千円
第3項 特別損失		2千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 28,921千円は当年度分損益勘定留保資金 28,921千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	47,540 千円
第1項 企業債	26,000 千円
第2項 他会計出資金	21,540 千円

支 出

第1款 資本的支出	76,461 千円
第1項 建設改良費	27,481 千円
第2項 企業債償還金	41,780 千円
第3項 投資その他の資産	7,200 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械購入事業	千円 26,000	普通貸借又は証書借入	% 3.5 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項のうち、第8条以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経

費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 528,786 千円
- (2) 交際費 300 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、161,500 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量
(1) 取得する 主な財産	医療器械	統合型医療情報システム	一式

平成29年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎